

令和6年第5回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和6年4月19日（金） 午後4時00分
閉会日時	令和6年4月19日（金） 午後4時37分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室43
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	教育委員 議席番号2 久米 道人
出席職員	教育部長 佐藤 芳弘 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第14号 湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部改正に係る緊急時の処理について

議案第15号 湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正に係る緊急時の処理について

【前回議事録の承認】

令和6年第4回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号3番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・令和6年度市内小中学校の状況（※：R5との比較）

〔全体〕 小学校：1,341人（△61人）

中学校： 794人（△33人）

〔新入学〕 小学校： 187人（△23人）

中学校： 243人（△43人）

新年度、大過なくスタートしている

- ・年度初めの小中学校行事について

小学校の運動会 5月11日、18日、19日で開催

中学校の体育祭 5月2日～5月24日で開催

小学校の修学旅行 5月～6月で実施 ※稲川小学校は9月

中学校の修学旅行 5月に実施 ※山田中学校及び稲川中学校は9月

令和6年第5回 湯沢市教育委員会議事録

- ・ 4月18日～19日開催の東北都市教育長会議について

【議 事】

- 議案第14号 湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部改正に係る緊急時の処理について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

なし

- 議案第15号 湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正に係る緊急時の処理について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	制度の趣旨として、対象となる児童生徒の保護者に対して「給食費や学用品等の援助を行う」とある。学校給食費については、他の児童生徒を無償化するとすれば、対象経費を示す別表の対象費目「学校給食費」の「支給額」の欄は不要でないか。
教育総務課長	就学援助及び生活保護を受給している保護者は、それぞれの制度で給食費相当額を受給していることから、学校給食費無償化の対象とはしていない。よって、これまでと同様の取り扱いとなる。

令和6年第5回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第14号	湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部改正に係る緊急時の処理について	可決
議案第15号	湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正に係る緊急時の処理について	可決

令和6年第5回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和6年 第5回 湯沢市教育委員会

日 時 令和6年4月19日(金) 午後4時00分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室43

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和6年 第5回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第14号 湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部改正に係る緊急時の処理
について

議案第15号 湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正に係る緊急時の処理に
ついて

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第14号

湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部改正に係る緊急時の処理について

湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部改正に係る緊急時の処理について、承認を求める。

令和6年4月19日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づく緊急時の処理をした場合は、同条ただし書の規定により、次の会議において承認を求めなければならないこととなっているため、承認を求めるものです。

4 実施時期等

公布日：令和 6 年 3 月 29 日

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

※市の形式による改正文は添付のとおり。

湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部を改正する訓令

令和6年3月29日

教育委員会訓令第2号

湯沢市教育委員会月例会議要綱（平成17年湯沢市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「文化財保護室長」の次に「、複合公共施設開設準備室長」を加える。

第4条中「火曜日」を「水曜日」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

湯沢市教育委員会月例会議要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(構成)</p> <p>第2条 月例会議は、教育長、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化財保護室長_____、湯沢生涯学習センター所長、稲川生涯学習センター所長、雄勝生涯学習センター所長、皆瀬生涯学習センター所長、湯沢文化会館長、雄勝文化会館長、湯沢図書館長、雄勝図書館長及び学校給食センター所長をもって構成する。ただし、必要に応じて施設の長、班長等を出席させることができるものとする。</p> <p>(開催日等)</p> <p>第4条 月例会議は、原則として毎月末の<u>火曜日</u>に開催し、必要があるときは臨時に開くことができる。</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 月例会議は、教育長、教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化財保護室長、<u>複合公共施設開設準備室長</u>、湯沢生涯学習センター所長、稲川生涯学習センター所長、雄勝生涯学習センター所長、皆瀬生涯学習センター所長、湯沢文化会館長、雄勝文化会館長、湯沢図書館長、雄勝図書館長及び学校給食センター所長をもって構成する。ただし、必要に応じて施設の長、班長等を出席させることができるものとする。</p> <p>(開催日等)</p> <p>第4条 月例会議は、原則として毎月末の<u>水曜日</u>に開催し、必要があるときは臨時に開くことができる。</p>

議案第15号

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正に係る緊急時の処理について

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正に係る緊急時の処理について、承認を求める。

令和6年4月19日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づく緊急時の処理をした場合は、同条ただし書の規定により、次の会議において承認を求めなければならないこととなっているため、承認を求めるものです。

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部改正について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の援助を行うものです。

2 要綱の改正内容

令和6年度から、小学校3年生以上の児童生徒による、タブレット端末の持ち帰り学習を実施することに伴い、就学援助の支給費目に、新たに「オンライン学習通信費」を追加したものです。

3 改正の変更点

対象費目に、「オンライン学習通信費」を加えるため、別表第2を改めたものです。

対象費目ごとに支給額を明記するため、別表第3を改めたものです。

4 実施時期等

告示日：令和6年3月29日

施行日：令和6年4月1日

※市の形式による改正文は添付のとおり。

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示

令和6年3月29日

教育委員会告示第10号

湯沢市児童生徒就学援助要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「対象経費」の次に「、支給額」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の予算単価」を「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文科大臣裁定）に基づき文部科学省が定める当該年度の各対象費目の予算単価の額（以下「予算単価額」という。）」に改め、同項を同条第3項とする。

第8条第2項中「第4条第3項の規定により、」を「別表第3において」に、「限度額で」を「実費額と」に改める。

別表第2中「及び医療費」を「、医療費及びオンライン学習通信費」に、「就学予定者の保護者」を「市内に住所を有する就学予定者の保護者」に、「及び卒業アルバム代」を「、卒業アルバム代及びオンライン学習通信費」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

対象費目	対象経費	支給額	支給時期
学用品費・通学用品費	児童生徒が授業の実施に通常必要とする学用品（体育用品）又は通学用品の購入に要する経費 ノート・筆記用具、副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ブック靴、通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等	予算単価額	8月、12月及び3月
校外活動費	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての校外活動（修学旅行を除く。）に参加するため直接必要な交通費及び見学科	実費額（予算単価額を上限とする。以下同じ。）	実施の翌月
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具の購入に要	実費額	2月

	<p>する経費（小学校1年生及び4年生並びに中学校1年生に限る。）</p> <p>小学校 スキー用具</p> <p>中学校 スキー用具、柔道用具、剣道用具のうち、いずれか1つを選択</p>		
新入学児童生徒学用品費	<p>新たに小学校又は中学校に入学する児童生徒が、新入学に当たって通常必要とする学用品費及び通学用品費の購入に要する経費（小学校若しくは中学校の就学予定者のうち希望者又は小学校1年生若しくは中学校1年生に限る。）</p> <p>ランドセル、通学用かばん、通学用服、通学用靴等</p>	予算単価額	就学前の3月又は入学後の5月
生徒会費	児童会費又は生徒会費として一律に負担する経費	実費額	年額の納付が完了した翌月
PTA会費	PTA会費として一律に負担する経費	実費額	年額の納付が完了した翌月
修学旅行費	修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担するその他の経費	実費額	実施の翌月
医療費	学校において治療の指示を受けた学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費	実費額	医療機関等の請求時
学校給食費	学校給食において、児童生徒が実際	予算単価額	湯沢市学

	に食する食材料費に要する経費 学校給食費（給食費（単価）×喫食 数）		校給食セ ンターの 請求時
卒業アルバ ム代	小学校又は中学校を卒業する児童生 徒が通常製作する卒業アルバムの購 入に要する経費	実費額	3月
オンライン 学習通信費	タブレット端末持ち帰り学習の実施 に当たり、インターネットに接続す るために要する通信費	予算単価額	8月、12 月及び3 月

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

湯沢市児童生徒就学援助要綱の一部を改正する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(就学援助の費目等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 就学援助費の対象経費_____及び支給時期は、別表第3のとおりとする。</p> <p>3 <u>就学援助費の支給額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき文部科学省が定める当該年度の各対象費目の予算単価とする。</u></p> <p>4 <u>前項の予算単価</u> _____ _____ _____ _____ _____の改定により、就学援助費の支給額に変更があったときは、その差額を支給する。この場合において、返還すべき就学援助費があるときは、就学援助費の対象者に対し返還を求めるものとする。</p> <p>(請求方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>第4条第3項の規定により、支給額が限度額で定められている対象費目については、請求の際に、経費調書（様式第3号の1から様式第3号の5）を</u></p>	<p>(就学援助の費目等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 就学援助費の対象経費、<u>支給額</u>及び支給時期は、別表第3のとおりとする。</p> <p>3 <u>要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき文部科学省が定める当該年度の各対象費目の予算単価の額(以下「予算単価額」という。)</u>の改定により、就学援助費の支給額に変更があったときは、その差額を支給する。この場合において、返還すべき就学援助費があるときは、就学援助費の対象者に対し返還を求めるものとする。</p> <p>(請求方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>別表第3において_____支給額が実費額と定められている対象費目については、請求の際に、経費調書（様式第3号の1から様式第3号の5）を</u></p>

教育委員会に提出しなければならない。
い。

教育委員会に提出しなければならない。
い。